

植物検疫のお知らせ

スイスへ渡航される方へ

スイスには美しい自然を求め、多くの日本人観光客が訪れます。同国へ旅行される方のなかには、現地の友人や親戚におみやげとして果物や草花種子などを持参したり、現地で買った球根や草花種子などを持ち帰りたいと思っておられる方がいると思います。

しかし、日本からのおみやげが持ち込みできないことがありますので、旅行の前に、スイスの規制を事前に調べておく必要があります。

また、スイスで買ったものが日本に持込めない場合がありますのでご注意ください。

これは、農業や緑を病害虫から守るためスイスや日本にいない病害虫が侵入しないための規制措置ですので、ご協力をお願いします。

1. 日本からスイスへの植物の持ち込みについて

諸外国でも日本と同様に、自国に病害虫を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています(輸出検疫)。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫所または渡航先の政府機関等にご確認ください。

輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検査対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したものについて、「植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)」が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。

輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



輸出検疫を受けずに植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要であるかどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。

(参考) 在日スイス大使館 TEL 03-3473-0121
在大阪スイス総領事館 TEL 06-6344-7671

他の国にも同じような規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp

スイスへ持ち込めない植物は？

スイスが持ち込みを禁止している主な植物等です。

- ・ヒノキ属、ビャクシン属、マツ属等の針葉樹
- ・リンゴ、サクラ、ナシ、モモ等の苗木
- ・ジャガイモ
- ・土

注:ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所にお問い合わせください。

2. スイスから日本への植物の持ち込みについて

ウイリアムテルのリンゴ

スイスなどヨーロッパには日本ではみられない多くの種類のリンゴが店頭に並んでいます。このリンゴを日本へ買ってきたり、苗を持ち込んで栽培することができるのでしょうか？

スイスを含むヨーロッパの多くの国には「チチュウカイミバエ」という多くの果物を食害する大害虫が発生しています。日本にも「チチュウカイミバエ」と同じ仲間のミカンコマバエやウリミバエの根絶に多くの年月と多額のお金を費やしました。このため、スイスからはリンゴを日本に持ち帰れません。

また、リンゴの苗木であっても、「火傷病菌」という日本では未発生 of 病気を保菌している恐れがあるため、やはり日本に輸入することができません。

さらに、りんご以外で「火傷病菌」の対象になっていない果樹を日本に買って帰った場合でもその苗木が肉眼では病気(ウイルス)にかかっているかどうか判断できないため、輸入検査を受けた後に国の畑で病気にかかっていないか一作期間(約1年間)栽培して病気がないことを確認する必要があるものがあるのでご注意ください。

スイスから日本への持ち込みができないもの

果物

果物類及び果菜類のほとんどは「チチュウカイミバエ」が付着している可能性があるため、スイスから日本へ持ち込むことが禁じられています。

野菜

野菜の中でも、ジャガイモ等のナス科植物、キャベツ、アザミ属の野菜は日本には持ち帰れません。
また、アブラナ属植物、フダンソウ属植物の地下部であって栽培に用いるものは輸出国(スイス)の栽培地検査を受け、その証明書をつけなければ持ち帰ることができません。

(苗木)

リンゴ属、ナシ属、カリン、びわ、サンザシ属など苗木類については「火傷病菌」対象植物が数多くあり日本に持込めないものが多いので、前もって植物防疫所ホームページをご覧ください。

(その他)

そのほかにも、「ムギワラ」オオムギ、コムギ、ライムギなどの茎葉も持ち帰れません。「土」「土の付いた植物」「イネワラ・モミガラが含まれるもの」「植物病原体・害虫」なども日本へ持込めません。
ここに記載のないものについては、植物防疫所にお問い合わせください。

隔離栽培の必要な植物類

輸入が禁止されていない植物でも、以下の植物は植物防疫所の指定する圃場で1年間程度栽培し、検査を受ける必要があります

- ・イチゴ
- ・ブドウ
- ・サクラ
- ・ミカン
などの苗木類(穂木も含む)
- ・チューリップ
- ・ヒヤシンス
- ・ユリ
- ・アイリス
などの球根類

スイスにはどんな病気や害虫がいるの？

スイスには、我が国が侵入を警戒している植物の病気や害虫として「チチュウカイミバエ」、「コドリンガ」、「コロラドハムシ」、「ジャガイモシストセンチュウ」、「ジャガイモシロシストセンチュウ」、「テンサイシストセンチュウ」、「じゃがいもがんしゅ病菌」、「ヘシアンバエ」、「火傷病菌」の発生が確認されています。

植物防疫(事務)所は、農作物の害虫や病気を対象にした検疫や防除に関わる業務を行う農林水産省の機関です。

輸出入(海外との物資の移動)に関しては、全国各地の空港・海港において、検疫所(厚生労働省)・動物検疫所(農林水産省)・税関(財務省)などととも日本国の国益を保護するための活動を行っています。

世界各地では、穀類や果物、野菜類の栽培に非常に大きな被害を与える害虫や病気が発生しているため、これらの日本への侵入・まん延を阻止しなくてはなりません。

〔植物検疫の対象となるもの〕

種・球根・苗・苗木(穂木)

花・切り枝・ドライフラワー

植物を材料としたもの

果物・野菜・穀類・豆類・香辛料・薬用植物

その他(土・昆虫・キノコ・菌類など)



植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受けてください。

植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。

お問い合わせください！

この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関することについて疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、『植物防疫所ホームページ』では、お近くの植物防疫(事務)所の連絡先や、植物防疫所に関する様々な情報を掲載しております。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこからでも見ることができますので、是非ご利用ください。

URL: <http://www.pps.go.jp/>

主な問い合わせ先(空港内)

成田支所(成田空港)第1PTB 0476-32-6694
第2PTB 0476-34-2352

中部空港支所 0569-38-8433

関西空港支所 0724-55-1936

福岡空港出張所 092-477-7575

那覇空港出張所 098-857-0054